
令和7年度第2回
富津市国民健康保険事業運営協議会

令和7年7月31日(木)

市民部国民健康保険課

目 次

協議事項

会長・副会長の選挙について 1
---------------	---------

報告事項

令和6年度富津市国民健康保険事業特別会計決算（案）について 2～11
-------------------------------	------------

協議事項

会長及び副会長の選挙について

会長及び副会長の選挙について

国民健康保険法施行令 抜粋

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

報告事項

令和6年度富津市国民健康保険事業
特別会計決算（案）について

報告事項

令和6年度富津市国民健康保険事業特別会計決算（案）

（歳入）

（単位：円、令和7年5月31日現在）

科 目	令和6年度 予算現額 (a)	令和6年度 決算額 (b)	差引 (b-a)	令和5年度 決算額 (c)	決算額比較 (b-c)	補足 説明	歳入の項目説明
1 款 国民健康保険税	905,089,000	908,851,061	3,762,061	952,451,113	△ 43,600,052	○	国民健康保険税は、県に納付する国民健康保険事業費納付金と、市国保単独事業を行うための財源となる。
一般被保険者分	905,031,000	908,802,011	3,771,011	952,428,844	△ 43,626,833		
現年分							医療給付費分 国民健康保険事業費納付金の医療給付分と、特定健診等の費用など市国保単独事業の財源となる。
医療給付費分	573,559,000	574,420,611	861,611	597,971,278	△ 23,550,667		
後期高齢者支援金分	196,773,000	196,739,052	△ 33,948	203,692,491	△ 6,953,439		
介護納付金分	72,903,000	70,528,886	△ 2,374,114	73,744,491	△ 3,215,605		
滞納繰越分							後期高齢者支援金分 国民健康保険事業費納付金の後期高齢者支援金等分の財源となる。
医療給付費分	42,494,000	45,148,818	2,654,818	53,340,303	△ 8,191,485		
後期高齢者支援金分	12,386,000	13,625,608	1,239,608	14,973,978	△ 1,348,370		
介護納付金分	6,916,000	8,339,036	1,423,036	8,706,303	△ 367,267		介護納付金 国民健康保険事業費納付金の介護納付金分の財源となる。40歳以上64歳までの介護保険第2号被保険者に賦課する。
退職被保険者分	58,000	49,050	△ 8,950	22,269	26,781		
滞納繰越分							
医療給付費分	46,000	37,483	△ 8,517	15,103	22,380		
後期高齢者支援金分	7,000	7,596	596	3,633	3,963		
介護納付金分	5,000	3,971	△ 1,029	3,533	438		
							【決算収納率】 令和6年度（現年度分）94.52%（滞納繰越分）31.24% 令和5年度（現年度分）93.99%（滞納繰越分）29.71%
2 款 使用料及び手数料	600,000	309,000	△ 291,000	313,400	△ 4,400		督促手数料は、1件50円
3 款 国庫支出金	1,187,000	1,093,000	△ 94,000	101,000	992,000		災害臨時特例補助金とは、災害等に伴う保険税の減免及び療養の給付に係る一部負担金の減免の特例措置を実施した際に保険者の負担増額分が国から補助されるもの。 【東日本大震災】補助率は7/10。残りの3/10に相当する額は特別調整交付金の交付対象
国庫補助金	1,187,000	1,093,000	△ 94,000	101,000	992,000		
災害臨時特例補助金	100,000	4,000	△ 96,000	24,000	△ 20,000		
出産育児一時金臨時補助金	0	0	0	54,000	△ 54,000		出産育児一時金の支給に関する費用の一部を国から補助されるもの。支給総額(540万円)÷50万円×5,000円(補助単価)(令和5年度の臨時補助金。令和6年度補助は無し。)
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,087,000	1,089,000	2,000	23,000	1,066,000		マイナ保険証を基本とした仕組みへの移行に伴う資格確認書等発行に関する市のシステム改修費用を国から全額補助されるもの。
4 款 県支出金	3,948,545,000	3,565,804,319	△ 382,740,681	3,746,305,411	△ 180,501,092	○	
県負担金	3,948,545,000	3,565,804,319	△ 382,740,681	3,746,305,411	△ 180,501,092		
普通交付金	3,861,393,000	3,473,714,319	△ 387,678,681	3,653,702,411	△ 179,988,092	○	保険給付費にかかる費用に対して交付される交付金
特別交付金						○	医療費の適正化に向けた取組に対する支援として交付される保険者努力支援制度による交付金
保険者努力支援分	21,956,000	32,492,000	10,536,000	27,278,000	5,214,000	○	
特別調整交付金（市町村分）	7,822,000	11,601,000	3,779,000	12,140,000	△ 539,000		特別調整交付金 保険者間での財政力の不均衡を調整するための交付金。国、県それぞれで交付分がある。
県繰入金分（2号分）	38,675,000	30,113,000	△ 8,562,000	34,981,000	△ 4,688,000		
特定健康診査等負担金	15,634,000	15,674,000	40,000	15,935,000	△ 261,000		市町村が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の2/3を交付するもの。健診基本額の2/3が補助される。
特別調整交付金（君津中央病院企業団分）			0		0		君津中央病院企業団に対する特別交付金で、企業団構成市4市が輪番により県に申請、収入し、同年度に同額を企業団に支出する
健康増進事業費補助金	3,065,000	2,210,000	△ 855,000	2,269,000	△ 59,000		健康増進法に基づく保健事業（特定健康診査に係るもの）に要する費用のうち、基本額の3分の2が補助される。
5 款 財産収入	189,000	189,805	805	5,509	184,296		国民健康保険基金の利子
6 款 繰入金	582,793,000	574,143,997	△ 8,649,003	562,192,362	11,951,635	○	一般会計および国民健康保険基金から繰入されるもの。
一般会計繰入金	432,341,000	424,143,997	△ 8,197,003	432,192,362	△ 8,048,365		法令及び地方財政計画に基づいて一般会計から繰入されるもの。
保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	151,034,000	151,034,000	0	161,398,400	△ 10,364,400		低所得者の保険税軽減分等を補填する保険基盤安定繰入金
保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	84,028,000	84,027,378	△ 622	89,684,899	△ 5,657,521		低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税を軽減する保険基盤安定繰入金
未就学児均等割保険税繰入金	1,524,000	1,523,591	△ 409	1,658,563	△ 134,972		未就学児の国民健康保険税均等割額軽減分を補填する繰入金
事務費繰入金	32,058,000	27,963,315	△ 4,094,685	30,138,938	△ 2,175,623		国民健康保険事業のうち総務関係事務費の繰入金
出産育児一時金繰入金	6,000,000	6,008,000	8,000	4,832,000	1,176,000		出産育児一時金の2/3の額を支援するための繰入金
財政安定化支援事業繰入金	18,608,000	18,607,062	△ 938	31,133,028	△ 12,525,966	○	国民健康保険財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための繰入金
職員給与費等繰入金	138,438,000	134,330,540	△ 4,107,460	113,324,917	21,005,623		職員の人件費の繰入金
産前産後保険税繰入金	651,000	650,111	△ 889	21,617	628,494		産前産後期間(4又は6ヶ月間)の国民健康保険税の減額に関する減額相当額に応じた繰入金 令和5年度は減額対象となった額の総額に3/7を乗じて得た額
国民健康保険基金繰入金	150,452,000	150,000,000	△ 452,000	130,000,000	20,000,000	○	
7 款 繰越金	49,777,000	49,775,115	△ 1,885	84,478,070	△ 34,702,955		前年度に発生した剰余金
8 款 諸収入	43,829,000	58,083,424	14,254,424	43,427,982	14,655,442		国民健康保険税の延滞金、第三者行為や不当利得等による保険給付費の返納金などの収入
歳入総額	5,532,009,000	5,158,249,721	△ 373,759,279	5,389,274,847	△ 231,025,126		

報告事項

(歳出)

(単位：円、令和7年5月31日現在)

科 目	令和6年度 予算現額 (d)	令和6年度 決算額 (e)	差引 (d-e)	令和5年度 決算額 (f)	決算額比較 (e-f)	補足 説明	歳 出 の 項 目 説 明
1 款 総務費	172,185,000	165,106,493	7,078,507	143,945,402	21,161,091		
総務管理費	143,461,000	139,206,678	4,254,322	118,811,147	20,395,531		国民健康保険事業を運営するための事務費、職員の人件費、運営協議会費及び国保連合会事務費に係る負担金
徴税費	27,664,000	24,977,940	2,686,060	23,930,386	1,047,554		
運営協議会費	418,000	280,228	137,772	264,596	15,632		
趣旨普及費	642,000	641,647	353	939,273	△ 297,626		
2 款 保険給付費	3,876,224,000	3,512,277,380	363,946,620	3,663,705,598	△ 151,428,218	○	
療養諸費	3,330,599,000	3,017,775,284	312,823,716	3,148,261,820	△ 130,486,536	○	被保険者が医療を受けたとき及び医師の処方箋により調剤薬局で調剤を受けたときに、3割又は2割の自己負担金を医療機関の窓口で支払った残りの7割又は8割の額の国民健康保険からの保険給付
一般被保険者療養給付費	3,300,000,000	2,990,982,605	309,017,395	3,122,268,929	△ 131,286,324		
一般被保険者療養費	22,986,000	20,430,923	2,555,077	19,277,799	1,153,124		
審査支払手数料	7,613,000	6,361,756	1,251,244	6,715,092	△ 353,336		柔整療養費、鍼、灸、あんま及びマッサージに係る療養費、補装具に係る療養費などで、申請に基づき支給
高額療養諸費	530,800,000	481,192,761	49,607,239	504,098,484	△ 22,905,723	○	医療機関等の窓口で支払った3割又は2割の自己負担額の1箇月の負担額が被保険者の所得に応じて定められる限度額を超えた場合、その超えた部分を高額療養費として申請に基づき支給
一般被保険者高額療養費	530,000,000	480,780,404	49,219,596	503,603,242	△ 22,822,838		
一般被保険者高額介護合算療養費	800,000	412,357	387,643	495,242	△ 82,885		
1年間の介護サービス費と医療費それぞれの自己負担額を合算した額が限度額を超えた場合に支給							
出産育児諸費	9,016,000	9,015,780	220	7,250,940	1,764,840		被保険者が分娩をしたときに支給。支払手数料は、分娩費に充てるため出産育児一時金を医療機関に直接支払うときの国保連に支払う手数料
出産育児一時金	9,012,000	9,012,000	0	7,248,000	1,764,000	○	
支払手数料	4,000	3,780	220	2,940	840		
葬祭諸費	5,488,000	4,200,000	1,288,000	3,950,000	250,000		被保険者が死亡し、その死亡した被保険者の葬祭を行った者に支給
移送費	94,000	93,555	445	93,555	0		病气やけがで移動が困難な患者が、医師の指示で一時的・緊急的が必要があり、移送された場合に支給
一般被保険者傷病手当金	227,000	0	227,000	50,799	△ 50,799	○	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金（令和5年5月8日適用期間終了）
3 款 国民健康保険事業費納付金	1,328,867,000	1,327,953,461	913,539	1,369,179,876	△ 41,226,415	○	
医療給付費分	911,107,000	910,802,278	304,722	932,968,932	△ 22,166,654		市町村に割り当てられる県に納付する国民健康保険事業費納付金 退職者医療制度の廃止に係る経過措置の終了（令和6年3月）に伴う歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の改正により、令和6年度予算・決算における退職被保険者分については科目なし（予算計上・支出なし）。
一般被保険者分	911,107,000	910,802,278	304,722	931,814,686	△ 21,012,408		
退職被保険者分	0	0	0	1,154,246	△ 1,154,246		
後期高齢者支金等分	312,781,000	312,476,909	304,091	325,329,215	△ 12,852,306		
一般被保険者分	312,781,000	312,476,909	304,091	325,276,215	△ 12,799,306		
退職被保険者分	0	0	0	53,000	△ 53,000		
介護納付金分	104,979,000	104,674,274	304,726	110,881,729	△ 6,207,455		
一般被保険者分	104,979,000	104,674,274	304,726	110,881,729	△ 6,207,455		
共同事業拠出金	0	0	0	176	△ 176		退職者医療制度の対象者を把握するための年金受給者一覧作成に係る国保連への経費
4 款 保健事業費	86,657,000	78,511,492	8,145,508	74,751,822	3,759,670		
特定健康診査等事業費	49,909,000	45,948,643	3,960,357	43,892,450	2,056,193	○	被保険者の健康維持増進のための事業、医療給付費の適正化のための事業などを行う経費で、特定健康診査、特定保健指導、短期人間ドック費用助成、レセプト点検などに要する経費
保健事業費	36,748,000	32,562,849	4,185,151	30,859,372	1,703,477		
5 款 基金積立金	46,568,000	46,567,920	80	83,577,579	△ 37,009,659	○	前年度に発生した剰余金及び国民健康保険基金に係る利子を基金に積立
6 款 公債費	10,000	0	10,000	0	0		
7 款 諸支出金	11,498,000	7,346,449	4,151,551	4,339,279	3,007,170		過年度分に係る国民健康保険税の還付金や前年度に超過交付を受けた国・県負担金などの返還金
8 款 予備費	10,000,000	0	10,000,000	0	0		
歳 出 総 額	5,532,009,000	5,137,763,195	394,245,805	5,339,499,732	△ 201,736,537		
歳 入 歳 出 差 引 額	0	20,486,526		49,775,115	△ 29,288,589		
実質単年度収支 【単年度収支（当該年度の実質収支－前年度の実質収支）＋基金積立金－基金取崩額】		△ 132,720,669		△ 81,125,376	△ 51,595,293		単年度収支から実質的な黒字要素（基金積立金）や赤字要素（基金取崩額）を加減したもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標

(参考)

	令和6年度決算額	令和5年度決算額
3月31日現在基金残高	514,866,750	618,298,830
1人当たりの保険税額	101,419	99,334
1人当たりの保険給付費額	397,791	388,827

《令和6年度富津市国民健康保険事業特別会計決算（案）（抜粋）》

● 国保加入の状況

区分	年度末		年間平均	
	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
世帯数（世帯）	5,874	6,141	6,040	6,325
被保険者数（人）	8,490	8,995	8,780	9,376

※ 年間平均は、各月末における世帯・被保険者数の前年度3月から当該年度2月までの合計を12で除した数

- ・団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行すること等により、被保険者数は減少となった。

● 歳入（単位：円）

1 款 国民健康保険税

令和6年度 予算現額 (a)	令和6年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和5年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
905,089,000	908,851,061	3,762,061	952,451,113	△ 43,600,052

- ・1人当たりの保険税額及び収納率は、前年度に比べ増加したものの、被保険者数の減少により、国民健康保険税の総額は減少となった。

決算収納率

現年度分：令和6年度 94.52%（令和5年度 93.99%）（前年度比 +0.53）
 滞納繰越分：令和6年度 31.24%（令和5年度 29.71%）（前年度比 +1.53）

（参考）

- ・就学児以上18歳以下の被保険者に係る国民健康保険税均等割額の減額の状況

世帯数	被保険者数	軽減額（円）		
		基礎課税額分	後期高齢者支援金等分	合計
315	496	3,401,900	1,139,400	4,541,300

4 款 県支出金

令和 6 年度 予算現額 (a)	令和 6 年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和 5 年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
3,948,545,000	3,565,804,319	△ 382,740,681	3,746,305,411	△ 180,501,092

普通交付金

令和 6 年度 予算現額 (a)	令和 6 年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和 5 年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
3,861,393,000	3,473,714,319	△ 387,678,681	3,653,702,411	△ 179,988,092

- ・保険給付費に係る費用に対して交付される交付金
被保険者数の減少等の理由により、保険給付費が大きく減額となったことから、交付金も減額となった。

特別交付金 保険者努力支援制度分

令和 6 年度 予算現額 (a)	令和 6 年度 決算額 (b)	差引 (b - a)	令和 5 年度 決算額 (c)	決算額比較 (b - c)
21,956,000	32,492,000	10,536,000	27,278,000	5,214,000

- ・医療費適正化等の取組が評価され、獲得した点数と被保険者数に応じて交付される特別交付金

取組評価分は、指標のうち、

「生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況」「データヘルス計画の実施状況」「地域包括ケア推進・一体的実施の取組状況」の項目が、それぞれ満点となった。

また、「特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率、メタボ該当者及び予備群の減少率」の項目が 125 点中 90 点で県内の平均得点（県内平均 23.89 点）を大きく上回ったこと、「後発医薬品の促進の取組・使用割合」の項目では、リフィル処方箋※の周知・啓発や令和 5 年度後発医薬品の使用割合が、80%を超えたことで、前年度と比較して 80 点加算されるなどの取組が評価され、被保険者数は減少したものの増額となった。

事業費分は、国保ヘルスアップ事業を対象とするもので、生活習慣病の重症化予防等の取組に加え、重複・多剤服薬者に対する取組を追加したことにより増額となった。

取組評価（令和 6 年度 21,956,000 円、令和 5 年度 19,283,000 円）
 令和 6 年度 587 点/840 点（千葉県内順位）2 位/54 市町村
 令和 5 年度 603 点/940 点（千葉県内順位）2 位/54 市町村
 事業費分（令和 6 年度 10,536,000 円、令和 5 年度 8,183,000 円）

※リフィル処方箋：症状が安定している患者に対し、医師が「リフィルによる処方が可能」と判断した際に発行される、最大 3 回まで繰り返し使用できる処方箋。

6款 繰入金

令和6年度 予算現額 (a)	令和6年度 決算額 (b)	差引 (b-a)	令和5年度 決算額 (c)	決算額比較 (b-c)
582,793,000	574,143,997	△ 8,649,003	562,192,362	11,951,635

財政安定化支援事業繰入金

令和6年度 予算現額 (a)	令和6年度 決算額 (b)	差引 (b-a)	令和5年度 決算額 (c)	決算額比較 (b-c)
18,608,000	18,607,062	△ 938	31,133,028	△ 12,525,966

・国民健康保険財政の健全化及び保険税負担の平準化に資するための繰入金

国民健康保険税の軽減世帯の割合が高い場合（軽減を受ける世帯の割合が57%以上）又は被保険者のうち高齢の被保険者の割合が高い場合（60歳～74歳の加入者割合が42%以上）に繰入れの対象となる。

令和6年度は、軽減世帯の割合が56.73%のため、国が示す繰入れ基準の57%を下回ったことで、高齢者の加入割合が高い場合の繰入れ基準のみ該当となったことから、約1,250万円の減額となった。

国民健康保険基金繰入金

令和6年度 予算現額 (a)	令和6年度 決算額 (b)	差引 (b-a)	令和5年度 決算額 (c)	決算額比較 (b-c)
150,452,000	150,000,000	△ 452,000	130,000,000	20,000,000

・国民健康保険の健全な運営に資するため、前年度剰余金に国民健康保険基金に係る利子を加算し、県支出金返還金を差し引いた額を積み立てている基金からの繰入金。

令和6年度は、千葉県が算定する富津市の標準保険税率※1が前年度より上昇したことで、市の保険税率との差が拡大したこと及び財政安定化支援事業繰入金の減額等により、実質単年度収支※2の赤字額が増となったことから2,000万円の増額となった。

※1 標準保険税率：収入不足（赤字）にならないために必要な保険税率として、千葉県が市町村別に算定するもので、これを下回る保険税率である場合は基本的に赤字の運営となる。

※2 実質単年度収支：前年度からの繰越金や基金への積立て、基金からの繰入れがなかったものとした場合の実質的な一年度中の収入と支出の差引額。

標準保険税率と富津市の税率との差（単位：所得割＝％、均等割＝円）

	R6						R5					
	医療分		後期分		介護分		医療分		後期分		介護分	
	所得割	均等割										
富津市の 保険税率	6.90	39,000	2.40	13,000	2.40	14,000	6.90	39,000	2.40	13,000	2.40	14,000
千葉県が算定した 標準保険税率	7.85	46,385	2.66	15,065	2.49	13,994	7.48	40,780	2.96	10,736	2.79	10,877
差	-0.95	-7,385	-0.26	-2,065	-0.09	6	-0.58	-1,780	-0.56	2,264	-0.39	3,123

【歳入総額】

令和6年度 予算現額 (a)	令和6年度 決算額 (b)	差引 (b-a)	令和5年度 決算額 (c)	決算額比較 (b-c)
5,532,009,000	5,158,249,721	△373,759,279	5,389,274,847	△231,025,126

令和5年度決算額からの主な減額理由

4款 県支出金のうち、普通交付金が、被保険者数の減少等の理由により保険給付費が大きく減額となったため。

※普通交付金	(令和6年度決算額)	3,565,804,319 円
	(令和5年度決算額)	3,653,702,411 円
	(決算額比較)	△180,501,092 円

● 歳 出 (単位：円)

2 款 保険給付費

令和 6 年度 予算現額 (d)	令和 6 年度 決算額 (e)	差引 (d-e)	令和 5 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e-f)
3,876,224,000	3,512,277,380	363,946,620	3,663,705,598	△ 151,428,218

療養諸費

令和 6 年度 予算現額 (d)	令和 6 年度 決算額 (e)	差引 (d-e)	令和 5 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e-f)
3,330,599,000	3,017,775,284	312,823,716	3,148,261,820	△ 130,486,536

高額療養諸費

令和 6 年度 予算現額 (d)	令和 6 年度 決算額 (e)	差引 (d-e)	令和 5 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e-f)
530,800,000	481,192,761	49,607,239	504,098,484	△ 22,905,723

・被保険者が医療機関の窓口で支払った自己負担額の残りにあたる、7割または8割を保険者（市）が負担するもの（療養諸費）や、自己負担額限度額を超えた部分を給付するもの（高額療養諸費）。

1人当たりの保険給付費額は増加したものの、被保険者数の減少等により、療養諸費及び高額療養諸費ともに大きく減額となった。

出産育児一時金

令和 6 年度 予算現額 (d)	令和 6 年度 決算額 (e)	差引 (d-e)	令和 5 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e-f)
9,012,000	9,012,000	0	7,248,000	1,764,000

・被保険者が出産した場合に一時金（50万円）を給付するもの。

令和 6 年度 18 件 （令和 5 年度 15 件）

一般被保険者傷病手当金

令和 6 年度 予算現額 (d)	令和 6 年度 決算額 (e)	差引 (d-e)	令和 5 年度 決算額 (f)	決算額比較 (e-f)
227,000	0	227,000	50,799	△ 50,799

・新型コロナウイルス感染症に感染する等したことから、労務に服することができなくなり、その間の給与収入がなかった場合に支給する。

令和 5 年 5 月 8 日に当該感染症が 5 類に移行したことに伴う適用期間（令和 2 年 1 月 1 日～令和 5 年 5 月 7 日）の終了※により申請者数が減少した。

※労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から、労務に服す

ることができない期間のうち、就労を予定していた日（支給対象日）について支給するもので、支給対象日ごとに、その翌日から起算して2年を過ぎるまで申請できる。

令和6年度 0件 （令和5年度 3件 50,799円）

3款 国民健康保険事業費納付金

令和6年度 予算現額 (d)	令和6年度 決算額 (e)	差引 (d-e)	令和5年度 決算額 (f)	決算額比較 (e-f)
1,328,867,000	1,327,953,461	913,539	1,369,179,876	△ 41,226,415

・千葉県内市町村の国民健康保険被保険者の保険給付費等に充てるため、県が各市町村の所得や被保険者数、1人当たりの医療費を基に算定する納付金。市町村が県に納付した事業費納付金は、各市町村の被保険者の保険給付費の財源として普通交付金により交付される。

令和6年度は、千葉県全体の保険給付費の減及び富津市の医療費指数の減による納付金配分比率の減等により約4,100万円の減額となった。

※退職者医療制度の廃止に係る経過措置の終了（令和6年3月）に伴う歳入歳出予算の款項目の区分の改正により、令和6年度予算・決算における退職被保険者分については科目なし（予算計上・支出なし）。

4款 保健事業費

令和6年度 予算現額 (d)	令和6年度 決算額 (e)	差引 (d-e)	令和5年度 決算額 (f)	決算額比較 (e-f)
86,657,000	78,511,492	8,145,508	74,751,822	3,759,670

特定健康診査等事業費

令和6年度 予算現額 (d)	令和6年度 決算額 (e)	差引 (d-e)	令和5年度 決算額 (f)	決算額比較 (e-f)
49,909,000	45,948,643	3,960,357	43,892,450	2,056,193

・地区担当保健師による未受診者への健診受診勧奨訪問やAIを活用して対象者の特性に応じた7種類の健診受診勧奨ハガキを送付する等、健診受診勧奨を実施し、受診率は過去最高となる見込み。

特定保健指導実施率については、国の目標60%は達成したが、令和5年度よりも下回る見込み。これは、令和6年度から保健指導実施率に対する評価基準の見直しがあり、今までの評価基準であった保健指導実施回数に加え、対象者が保健指導の目標を達成することが条件となったことによるもの。

特定健康診査 受診率:令和6年度 48.0% (令和5年度 45.5%) (前年度比 +2.5)

特定保健指導 実施率:令和6年度 64.4% (令和5年度 72.6%) (前年度比 △8.2)

※令和6年度は令和7年6月末時点の暫定値

5款 基金積立金

令和6年度 予算現額 (d)	令和6年度 決算額 (e)	差引 (d-e)	令和5年度 決算額 (f)	決算額比較 (e-f)
46,568,000	46,567,920	80	83,577,579	△ 37,009,659

・前年度剰余金に国民健康保険基金に係る利子を加算し、県支出金返還金を差し引いた額を、基金に積み立てるもの。

(前年度剰余金) + (利子) - (県支出金返還金) = (基金積立金)

49,775,115円 + 189,805円 - 3,397,000円 = 46,567,920円

(参考)

- ・基金残高 令和6年度末 514,866,750円
- 令和5年度末 618,298,830円

【歳出総額】

令和6年度 予算現額 (d)	令和6年度 決算額 (e)	差引 (d-e)	令和5年度 決算額 (f)	決算額比較 (e-f)
5,532,009,000	5,137,763,195	394,245,805	5,339,499,732	△ 201,736,537

令和6年度決算額からの主な減額理由

2款 保険給付費のうち、療養諸費が、被保険者数の減少等により大きく減額となったため。

※療養諸費 (令和6年度決算額) 3,017,775,284円
 (令和5年度決算額) 3,148,261,820円
 (決算額比較) △130,486,536円

● 歳入歳出差引額 (単位：円)

歳入決算額	5,158,249,721
歳出決算額	5,137,763,195
歳入歳出差引額	20,486,526

	令和6年度	令和5年度
実質単年度収支	△ 132,720,669	△ 81,125,376
1人当たりの保険税額	101,419	99,334
1人当たりの保険給付費額	397,791	388,827

※1人当たりの保険税額が増額になった主な理由

被保険者の1人当たり所得金額の増加による。

※1人当たりの保険給付費額が増額になった主な理由

被保険者の1人当たり診療費及び受診件数が増加したこと等による。

1人当たりの診療費 令和6年度 463,207円 (令和5年度 455,164円)

1人当たりの受診件数 令和6年度 18.63件 (令和5年度 18.45件)